

# 認可地縁団体設立の手順

神 河 町

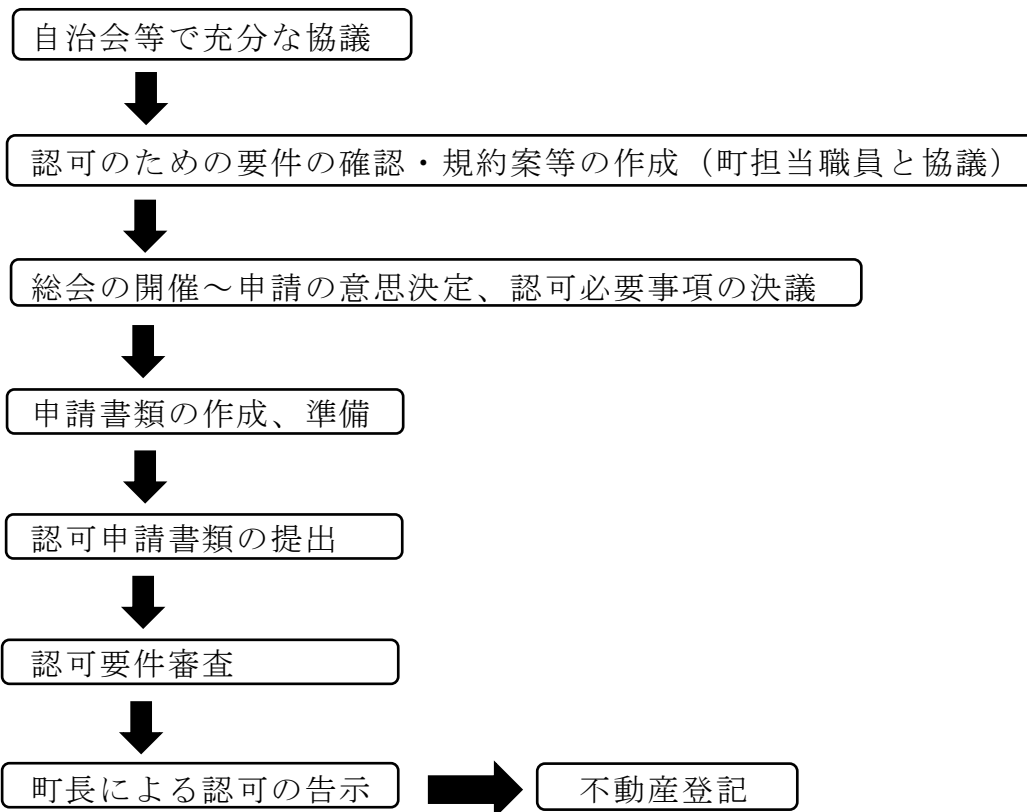
# 認可地縁団体設立の手順

## 1 設立に向けた準備

すでに自治会が管理する不動産があり、この登記のために認可地縁団体を設立しようとする場合、まずは総会で設立を進めることの承認を得る必要があります。

設立作業を進める中で自治会構成員（区民）から質問を受け、説明を求められる機会が予想されます。自治会内でスムーズに作業を進めるためには、まず役員の皆様が認可地縁団体について理解を深めることが大切です。

### \* 設立までのスケジュール例



## 2 規約の改正

これまでの自治会規約を地方自治法の規定に則した規約に変更する必要があります。これまで認可された地縁団体の例を見ると、多くの場合、**認可前の規約を大きく改める**必要が生じています。

自治会が権利義務の主体となるためには、組織の管理運営が民主的かつ適切な手続きの下に行われることが求められ、これを規約において明らかにする必要があります。

規約の改正にあたっては、資料「認可地縁団体の概要—自治会の法人格取得

について一」の関係事項を十分確認し、法定事項をすべて満たすよう留意してください。また、規約改正案は、必ず町担当職員と協議して作成するようにしてください。

なお、規約には、法定事項のほか、当該自治会固有の事項を定めることができます。

これまでの規約と大きく変わる点として、総会の定足数と表決権に関する事項があげられます。

通常、定足数と表決権は世帯単位とする旨規定されていますが、認可地縁団体においては、個人が会員となることから、定足数も表決権も個人単位としなければなりません（表決権については、重要事項（規約の変更、財産の処分、解散）を除き、世帯単位とすることが可能）。

### 3 構成員名簿の調製

認可申請に際して、構成員（会員）の名簿を提出していただきます。

区域内に住所を有するすべての個人が構成員となる資格を有し、区域内に住所を有すること以外には、年齢・性別・国籍等の条件は付けられません。

名簿は、氏名と住所が記載されていればよく、様式に定めはありません。

この構成員名簿によって、認可要件のひとつである「現に区域内に住所を有する個人のうち相当数が構成員となっているかどうか」が判断されます。

なお、「相当数」とは、区域住民の過半数以上とされています。

### 4 認可申請手続き

総会で規約改正と認可申請の決議がなされた後、次の書類を添えて認可申請を行います。

(1) 認可申請書

(2) 規約

(3) 認可申請を総会で議決したことを証する書類

総会議事録で、議長、議事録署名人の署名及び押印があるもの。

(4) 構成員名簿

(5) 保有資産目録又は保有予定資産目録

現在の名義人（市、町、村、個人）を併記してください。

(6) 活動を現に行っていることを記載した書類

総会に提出する報告書（事業報告、決算、事業計画、予算等）で差し支えありません。ただし、具体的な活動内容が分かる程度の記載が必要であり、また、特定活動のみの記載は適当ではありません。

(7) 申請者が代表者であることを証する書類

総会議事録で、議長、議事録署名人の署名及び押印のあるもの。

代表者の承諾書で、本人の署名及び押印のあるもの。

(8) 区域を表示した図面

## 5 認可

### (1) 認可・告示

申請書等を提出してから認可までに要する期間は、1ヶ月程度です。認可の通知は代表者あてに文書でお知らせします。

町長は、申請を認可したときはその旨を告示し、認可地縁団体台帳を作成します。

### (2) 証明書の発行

認可後、登記に必要な「認可地縁団体証明書」や「認可地縁団体印鑑登録証明書」を発行します。

証明書の発行を受けるためには申請が必要です。（「認可地縁団体証明書」や「認可地縁団体印鑑登録証明書」は1枚につき200円の手数料が必要）

## 6 認可後の主な届出・申請

### (1) 告示事項変更届

認可の際に町長が告示した事項に変更が生じた場合には、速やかに変更届出書に変更のあったことを証する書類を添えて提出しなければなりません。この届出に基づいて町長が変更事項を告示しない限り、その変更について第三者に対抗することはできません。

**役員改選により、代表者が変更になった場合、その変更のたびに届出が必要となります。**

#### \* 告示事項

団体の名称
規約に定める目的
区域
主たる事務所
代表者の氏名・住所
裁判所による代表者の職務執行停止の有無
職務代行者の選任の有無、並びに職務代行者が有る場合の氏名・住所
代理人の有無、並びに代理人が有る場合の氏名・住所
規約に解散事由を定めた場合の解散事由
認可年月日

### (2) 規約変更認可申請

規約を変更する場合には、規約変更認可申請書に、変更の内容と理由を記載した書類、総会議事録（該当部分の抜粋で差し支えありません。議事録署名人の署名及び押印を要します。）を添えて提出しなければなりません。町長の認可を経なければ、規約の変更は無効となります。

### (3) 備考

構成員名簿の変更については、届出の必要はありません。

## 7 税金について

認可後に新たに税が課せられるということではなく、収益事業を行わない限り、減免措置があるため、各種の税金は減免の対象となります。ただし、所定の減免申請手続きが必要になります。

詳しくは、税務署・県税事務所・役場税務課にお問い合わせください。

税 目		許可前の地縁による団体 (人格なき社団の扱い)	許可を受けた地縁による団体 (公益法人とみなされる)
国 税	法人税 (法人臨時特別税を含む。)	収益事業のみ課税 ・税率…普通法人と同じ ・寄附金・損金不参入 …普通法人と同じ	収益事業のみ課税 ・税率…普通法人と同じ ・寄附金・損金不参入 …普通法人と同じ
	消費税	消費税法別表3の法人格とみなす	消費税法別表3の法人格とみなす
	登録免許税	登記名義人が変わるごとに必要	団体への名義変更時に必要
県 税	法人県民税	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税
	法人事業税	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税
	不動産取得税	課税(減免対象になる場合もある)	課税(減免対象になる場合もある)
町 税	法人町民税	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税 (均等割は収益事業を行うか否かに関わらず課税)
	固定資産税	公益目的の無償提供の場合非課税	公益目的の無償提供の場合非課税

\* 神河町役場税務課 (34-0961)

## 8 登記について

不動産登記に関する詳しい手続きについては、法務局にお問い合わせください。